

社会福祉法人あだち福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あだち福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程でいう役員等とは、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事（理事長・常務理事を除く）
- (3) 監事
- (4) その他理事長が報酬等の支給を必要とする者

(理事長の報酬)

第3条 理事長は非常勤として別表第1に定める額及び費用弁償を支給する。

- 2 理事長の報酬については、1か月分を翌月に支給する。ただし、当該月の就任日数が15日未満のときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算した額（1円未満は切り捨て）を支給する。

(役員等の報酬)

第4条 役員等には、業務に応じた報酬として別表第2に定める額及び費用弁償を支給する。

- 2 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事長については、指定する金融機関預貯金口座に振込の方法により支給する。
- (2) 役員等については、通貨で直接その全額を支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(役員等の旅費支給)

第6条 役員等が職務のため出張をしたときは、別表第3に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等の報酬は、別表第4の定めによるものとし、費用弁償は支給しない。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日より施行する。
- 2 社会福祉法人あだち福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成27年4月1日施行）は廃止する。

別表1（第3条関係）

役 職 名	報酬の額	費用弁償
理事長	月額 100,000円	日額 1,500円 (法人車を使用したときは支給しない。)

別表2（第4条関係）

評議員

種 別	報酬の額	費用弁償
評議員会への出席	日額 10,000円	日額 1,500円 (法人車を使用したときは支給しない。)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	

理事・監事

種 別	報酬の額	費用弁償
評議員会への出席	日額 10,000円	日額 1,500円 (法人車を使用したときは支給しない。)
理事会等への出席	日額 10,000円	
監事監査等への出席	日額 10,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	

その他理事長が報酬等の支給を必要とする者

種 別	報酬の額	費用弁償
評議員選任・解任委員会委員 (職員を除く)	日額 5,000円	日額 1,500円 (法人車を使用したときは支給しない。)
苦情解決第三者委員会委員		

別表第3（第6条関係）

交 通 費	日 当	宿 泊 料
職員の例による。 ただし、管内（二本松市、本宮市、大玉村）は1,500円の定額とする。	1日につき 5,000円	上限 15,000円 ただし、主催者が指定した場合は、その指定された額とする。

別表第4（第7条関係）

役 職 名	報酬の額	費用弁償
常務理事	月額 20,000円	支給しない
理事	月額 10,000円	